

平成28年度山形県環境審議会 第3回環境計画管理部会 議事録

1 日 時

平成29年3月15日（水） 午後2時58分～午後3時45分

2 場 所

山形県自治会館 401会議室

3 出席者等（敬称略）

(1) 出席委員及び特別委員

石井 範子 國方 敬司 小林 裕明 鈴木 正明 内藤いづみ 二藤部真澄
皆川 治 矢吹 栄修 山崎多代里 鈴木 宏（東北経済産業局長代理）
吉澤 友秀（東北地方環境事務所長代理）

(2) 欠席委員

青柳 紀子 後藤とし子 三浦 秀一

(3) 出席した事務局職員（課長級以上）

環境エネルギー部長	大森 康宏
環境エネルギー部次長	永澤 浩一
環境科学研究センター所長	奥山 卓郎
環境エネルギー部環境企画課長	小松 浩
エネルギー政策推進課長	林 新一
水大気環境課長	小野 保博
循環型社会推進課長	佐藤 孝喜
循環型社会推進課廃棄物対策主幹	細矢 博
みどり自然課長	高橋 正美
みどり自然課みどり県民活動推進主幹	土方 孝宮

4 会議の概要

(1) 開 会

(2) 挨拶（大森環境エネルギー部長）

(3) 議 事

① 議事録署名人の指名について

國方部会長	審議会運営規則第7条の規定により、「審議会の会議については、議事録を作成し、議長及び議長の指名した委員2名が署名する」とされていますので、私以外の議事録署名人として、石井範子委員及び小林裕明委員を指名します。
-------	--

② 第3次山形県環境計画【中間見直し版】（案）及び山形県地球温暖化対策実行計画【中間見直し版】（案）について

<p>國方部会長</p>	<p>次に、第3次山形県環境計画及び山形県地球温暖化対策実行計画の中間見直しの答申について協議します。</p> <p>本日の答申書（案）について、パブリックコメントの結果などを踏まえた素案から答申案への修正を中心に、事務局から御説明をお願いします。</p>
<p>事務</p>	<p>資料1～資料8について説明</p>
<p>國方部会長</p>	<p>ただいまの事務局の説明についての御質問や、答申書（案）の内容に関して確認したい事項などございましたら、御発言をお願いします。</p>
<p>皆川委員</p>	<p>第3次山形県環境計画【中間見直し版】における環境指標の設定（資料4参照）について、17番の「県産木材供給量」と18番の「木質バイオマスの供給量（未利用間伐材等）」の目標値設定の考え方について教えていただきたい。</p>
<p>環境企画課長</p>	<p>第2次県森林整備長期計画の改定版案に基づくものであり、所管する農林水産部から聞いているところでは、「県産木材供給量」の目標値570千m³については、平成31年度の県産木材A材からD材までの需要見込みに対応する供給量を、「木質バイオマスの供給量（未利用間伐材等）」の目標値104,000トンについては、現在2つの木質バイオマス発電施設が稼働し、今後、平成31年度までに6つの木質バイオマス発電施設が稼働する計画となっており、木質バイオマス発電及び木質バイオマス熱利用の燃料需要の見込量を勘案し、主燃料となる針葉樹C・D材（未利用間伐材等）の供給量を目標に設定しているとのことです。いずれも需要量から供給量を見込んだものとなっております。</p>
<p>皆川委員</p>	<p>「森林(モリ)ノミクス」に関連して、新年度予算において、植林について県が支援策を講じるとのことですが、内容をお聞きしたい。</p> <p>（このほか、県内における民間の個別事業に関する御質問があった。）</p>
<p>みどり県民活動推進主幹</p>	<p>農林水産部によりますと、新年度は、再造林の補助率を100%にして、再造林率が上がるよう目標を定めて取り組んでいく予定です。現在の補助率は、やまがた緑環境税の活用を含め80%ですので、20%引き上げるものです。</p>
<p>内藤委員</p>	<p>第3次山形県環境計画の「水資源保全条例の制定・施行」の記述（資料7-2の41～42ページ参照）に関しまして、昨年4月に水資源保全条例施行規則の改正が行われ、水資源保全地域に指定できる区域として、（取水地点の周辺の区域である）「地域森林計画で定める森林の区域」を明記しました。</p> <p>図表5-9には、水資源保全地域の指定面積が県内民有林面積の約28%と記載されていますが、この3月中に新たに指定される予定の水資源保全地域の面積を加えますと、約41%に上がる予定となっておりますので、規則の改正がなされているということは計画に明記した方が良いのではないのかと思います。</p> <p>今後とも、水資源保全地域は増えていく可能性がありますので、そういった意味では書く意味はあるかと思えます。</p>

環境企画課 長	41ページから42ページにかけて、「水資源保全地域は、公共の用に供される水（水道原水、農林漁業用水、工業用水、融雪用水等）の取水地点及びその周辺の区域（国有地は除く。）であって、地域森林計画で定める森林の区域又は開発行為が当該取水地点における取水量に重大な影響を及ぼすおそれのある区域（森林の区域を除く。）を、知事が指定するもの」と、規則改正を反映した形で記載しているところ でございます。
國方部会長	ほかに御発言はないようですので、それでは答申についてお諮りいたします。 平成27年6月19日付けで諮問のありました、第3次山形県環境計画及び山形県地球温暖化対策実行計画の中間見直しにつきましては、答申書（案）のとおり策定することを適当と認め、本日、この旨を答申することに御異議ございませんか。 （異議なしの声） 御異議なしと認めます。 以上で議事は終了しますが、この場合、会長を代理し、私から答申書をお渡ししたいと存じます。

— 議事終了 —

— 國方部会長から大森環境エネルギー部長へ答申書を手交 —

(4) その他 — なし —

(5) 閉 会

議事録署名人 部会長 國 方 敬 司
委員 石 井 範 子
委員 小 林 裕 明